

議案第14号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年9月13日

鳥取県知事 平井伸治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--------|-------|-------|--|---|--|--|--|-----------|---|--|---|
| <p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td><td></td></tr> <tr> <td>看護職員修学資金等</td><td>修学資金 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養</td><td>1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> | | | | 貸付金の種類 | 免除の条件 | 免除の範囲 | | 略 | | | | 看護職員修学資金等 | 修学資金 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養 | 1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該 | 略 |
| 貸付金の種類 | 免除の条件 | 免除の範囲 | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護職員修学資金等 | 修学資金 県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養 | 1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該 | 略 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|---|--|
| | | 成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。） | 他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内のに掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。 | | 成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。） | 他の看護職員養成施設）を卒業した日から1年以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許取得後直ちに県内のに掲げる施設において看護職員の業務（トに掲げる施設にあっては、保健師の業務に限る。）に従事し、 <u>当該施設において</u> 引き続き5年間その業務に従事したとき（リに掲げる施設の業務に従事する場合にあっては、 <u>当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施</u> | |
|--|--|---|--|--|---|---|--|

に在学する者（鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。）又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

イ～ト 略
チ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
リ 略

に在学する者（鳥取大学において看護学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者を除く。）又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

設（以下「介護老人保健施設」という。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。この場合において、これらの施設のうち県内の次に掲げる施設に該当するものにおいて看護職員の業務に従事した期間のうち当該免許取得後のものは、当該5年間の期間に含めるものとする。）。

イ～ト 略
チ 介護老人保健施設

リ 略

2 大学院の修士課程
(大学院の修士課程
を修了し、1年以内
に大学院の博士課程
に進学した場合は、
当該大学院の博士課
程) を修了した日か
ら1年以内に県内
の次に掲げる施設にお
いて看護職員の業務
(二に掲げる施設に
あっては、保健師の
業務に限る。) に従
事し、引き続き5年
間その業務に従事し
たとき。

2 大学院の修士課程
(大学院の修士課程
を修了し、1年以内
に大学院の博士課程
に進学した場合は、
当該大学院の博士課
程) を修了した日か
ら1年以内に県内
の次に掲げる施設にお
いて看護職員の業務
(二に掲げる施設に
あっては、保健師の
業務に限る。) に従
事し、引き続き5年
間その業務に従事し
たとき (へに掲げる
施設の業務に従事す
る場合にあっては、
当該業務に従事する
前に、病院、診療所
又は介護老人保健施
設において3年以上
看護職員の業務に従
事した場合に限る。

イ～ヘ 略

略

略

略

略

備考 略

この場合において、
これらの施設のうち
県内の次に掲げる施
設に該当するものに
おいて看護職員の業
務に従事した期間の
うち修士課程修了後
のものは、当該5年
間の期間に含めるも
のとする。)。
イ～ヘ 略

略

略

略

略

備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。